

(ファクシミリ施行)

医療第973号
令和2年2月29日

各郡市医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症対応の徹底について (依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、仙台市内において新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

各医療機関におかれましては、これまでも下記の通知等に基づき、院内感染対策及び感染拡大防止等について対応いただいているところですが、県内での患者発生を受け、改めて当該対策等に係る徹底について、貴会会員に対し貴職から周知いただきますよう御配慮願います。

なお、各病院管理者及び公益社団法人宮城県医師会会長宛てには別紙写しのとおり通知しています。

記

- 1 令和2年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課
「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その2)」
- 2 令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・健康局結核感染症課
「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- 3 厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルスに関するQ&A (医療機関・検査機関の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00004.html

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県 保健福祉部 医療政策課
医務班 菅野, 三浦
電話 022 (211) 2614
メール imu@pref.miyagi.lg.jp
宮城県 保健福祉部 疾病・感染症対策室
感染症対策班 遠藤, 大瀬, 大泉
電話 022 (211) 2632
メール situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)



医療第973号

令和2年2月29日

各病院の管理者 殿

宮城県保健福祉部長

(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症対応の徹底について (依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、仙台市内において新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

各医療機関におかれましては、これまでも下記の通知等に基づき、院内感染対策及び感染拡大防止等について対応いただいているところですが、県内での患者発生を受け、改めて当該対策等について徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和2年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課
「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その2)」
- 2 令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・健康局結核感染症課
「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- 3 厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルスに関するQ&A (医療機関・検査機関の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県 保健福祉部 医療政策課

医務班 菅野, 三浦

電話 022 (211) 2614

メール imu@pref.miyagi.lg.jp

宮城県 保健福祉部 疾病・感染症対策室

感染症対策班 遠藤, 大瀬, 大泉

電話 022 (211) 2632

メール situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)



医療第973号
令和2年2月29日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症対応の徹底について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、仙台市内において新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことから、各病院管理者及び各都市医師会会長宛てに別紙写しのとおり通知しましたので御承知願います。

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県 保健福祉部 医療政策課
医務班 菅野, 三浦
電話 022 (211) 2614
メール imu@pref.miyagi.lg.jp
宮城県 保健福祉部 疾病・感染症対策室
感染症対策班 遠藤, 大瀧, 大泉
電話 022 (211) 2632
メール situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

事務連絡
令和2年2月21日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）等により周知をお願いしているところです。

今般、和歌山県の医療機関において新型コロナウイルス感染事例が発生し、感染者の一部は、当該医療機関の外来区域にて感染した可能性が考えられており、引き続き調査が行われています。また、神奈川県においても、医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生しており、同様に調査が行われています。

本日（令和2年2月21日）、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が改定されました。その中では、外来における感染防止のための留意事項が記載されており、以下に抜粋いたしましたので、上記事務連絡とあわせて参考にするよう、貴管下医療機関に対して周知をお願いいたします。

（参考）

○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年2月21日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

＜外来における新型コロナウイルス感染症の留意事項＞
(「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020 年 2 月 21 日)」より抜粋)

この文書は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

なお、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・ 外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・ 医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・ 医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には診療行為を行わずに休職するようにする。

1 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診察時の感染予防策

COVID-19 患者 (確定例)、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う

II 診察室および入院病床は個室が望ましい

III 診察室および入院病床は十分換気する

IV 患者の気道吸引、気管内挿管、検体採取などエアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク (または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具 (ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する

なお、職員 (受付、案内係、警備員など) も標準予防策を遵守する。

- ・ N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行い、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。

2 自宅等での感染予防策
(略)

3 環境整備

- ・環境中における新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の残存期間は現時点では不明である。他のコロナウイルスに関しては、20度程度の室温におけるプラスチック上で、SARS-CoVでは6～9日、MERS-CoVでは48時間以上とする研究がある。
- ・インフルエンザウイルス A (H1N1) pdm09の残存期間は数時間程度であり、SARS-CoV、MERS-CoVはインフルエンザウイルスに比較して残存期間が長い。SARS-CoV-2についてもインフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性があり、医療機関や高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、濃厚接触者の自宅においては、アルコール清拭による高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。

以上

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年2月21日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

本日、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定され、その中で、今後の健康被害を最小限に抑えるために重要な時期であり、院内感染対策の更なる徹底を図ることとされていることも踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますようお願いいたします。

記

1. 職員等への対応について

- (1) 職員のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）等を参照の上、対策を徹底すること。

(2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

(3) 面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。

(4) 取引業者、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことや、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断るといった対応を検討すること。

(5) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2、第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

2 患者等への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その2)」(令和2年2月21日付け事務連絡)等に基づき、適切に対応すること。